

## 個人番号（マイナンバー）ご提示について

2016 年 1 月より、お客様におかれましては「200 万円を超える金地金・プラチナ地金・金貨・プラチナ貨のご売却取引」の際、  
お客様の個人番号のご提示をお願いいたします。

【200 万円を超える売却の際に必要な書類】

「個人番号カード」もしくは「個人番号通知原本と身分証明書」

※ご提示頂いた個人番号は、支払調書作成事務にのみ使用させていただきます。

---

